

マカティ領事出張サービス(9月29日(土))のお知らせ

在フィリピン日本国大使館

当館では、メトロマニラ周辺に在留、在勤する邦人の皆様への便宜のため、2018年9月29日(土)、マニラ日本人会の協力を得て、以下のとおり領事出張サービスを実施いたします。是非この機会に当館の領事サービスをご利用頂きますよう、皆様のご来訪をお待ちしております。

在外選挙人証の登録申請は、受領まで2～3か月を要しますので、在外選挙人証をお持ちでない方は、お早めに登録申請手続きをお願いします。

1. 日時:	2018年9月29日(土)9:30～12:00
2. 場所:	マニラ日本人会事務所 (22階大会議室) マカティ市サルセド・ビレッジ・ヒルプヤット(旧ブエンディア)通り312番地「トライデント・タワー」22階 22/F, Trident Tower, 312 Sen Gil Puyat Avenue(旧 Buendia Ave.), Salcedo Village, Makati City (旧ブエンディア通り沿いで、RCBCプラザの近くの高層ビル。) 【連絡先(会場に関する問い合わせ先)】電話:(02)810-7909 (マニラ日本人会)
3. 取扱 業務:	(1) 在外選挙人の登録申請 海外に住んでいても、日本の国政選挙(衆議院及び参議院の比例代表選挙、衆議院小選挙区及び参議院選挙区の選挙、それらの補欠選挙・再選挙)、国民投票に投票出来ます。そのためには、あらかじめ「在外選挙人名簿」に登録申請し、「在外選挙人証」を取得する必要があります。 申請のためには、本人確認のため 日本国旅券の提示 が必要です。 (旅券が提示できない場合は、日本国又はフィリピン国の政府や地方公共団体が交付した 顔写真付きの身分証明書 (運転免許証、外国人登録証等)をお持ちください。) なお、同居家族(日本国籍)による代理申請の場合、申請書のほか、申出書が必要となりますので、必要書類は以下の当館ホームページにてご確認ください。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html

(2)在留届, 変更届及び帰国届の届出

外国に住所又は居所を定めて3ヶ月以上滞在される全ての日本人の方は、旅券法により、**在留届の提出**が義務づけられています。

また、在留届を提出済みの方で、在留届の記載事項(住所・携帯電話番号・メールアドレス等)に変更の生じた方は**変更届**、帰国予定の方は**帰国届**の提出が必要です。

http://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000126.html

(3)旅券の申請, 交付

旅券の**申請**をされる方は、後日、ご本人が受領のため当館までお越しいただく必要があります。

旅券の**交付**を受ける方は、**9月25日(火)までに当館領事窓口にて**申請をしてください。申請の際「マカティ領事出張サービスでの交付を希望する」旨を忘れずにお知らせください。

旅券申請に必要な書類は、以下の当館ホームページをご覧ください。

http://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000289.html

(4)各種証明書の申請, 交付(在留証明, 署名証明, 婚姻要件具備証明, 出生証明, 婚姻証明等)

証明書の申請をされる方は、後日、ご本人が受領のため当館までお越しいただく必要があります。

証明書の**交付**を受ける方は、**9月27日(木)までに当館領事窓口にて**申請をしてください。申請の際「マカティ領事出張サービスでの交付を希望する」旨を忘れずにお知らせください。

※通常、大使館(マニラ)で即日交付している証明書(在留証明及び署名証明)について、本出張サービス時の即日交付は行えませんのでご注意ください。

各種証明書の申請に必要な書類は、以下の当館ホームページをご覧ください。

http://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000180.html

(5)戸籍関係の届出, 国籍関係の届出

出生届, 婚姻届, 認知届などの戸籍関係届出や国籍選択届, 国籍取得届などの国籍関係届出が可能です。

各届出に必要な書類は以下の当館ホームページをご覧ください。当館領事班までお問い合わせください。

戸籍関係:http://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000277.html

国籍関係:http://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000455.html

	(6)その他各種相談など
4. 注意点:	(1) 届出・申請・交付の方は、本人確認のため日本国旅券を持参ください。 (なお、手続き等の理由で旅券がお手許にない場合は、日本国又はフィリピン国の政府や地方公共団体が交付した顔写真付きの身分証明書(運転免許証, 外国人登録証等)を必ずお持ちください。) (2) 旅券, 証明書の手数料は、以下のとおりです。 http://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000284.html 現金(ペソ)のみの取り扱いとなりますので、お手数ですが、交付を受ける方は釣り銭が要らないよう予めご用意ください。
5. 問い合わせ先:	在フィリピン日本国大使館 領事班 領事出張サービス担当 【代表電話】:02-551-5710 内線 1407, 1408 (電話受付時間 8:30~12:30, 13:30~17:15) 【FAX】:02-551-5785 【電子メール】:ryoji@ma.mofa.go.jp 【所在地】:2627 Roxas Boulevard, Pasay City, 1300 Metro Manila 【郵便物宛先】 :c/o Embassy of Japan, Consular Section(領事班), P.O.BOX 414, Pasay Central Post Office, Pasay City, Metro Manila